

◆生活福祉資金 貸付条件等一覧◆

資金の種類	貸付対象・資金使途等	貸付限度額	連帯保証人・貸付利子	据置期間	償還期間
総合支援資金	●失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間）3月以内（条件を満たせば延長あり）	2人以上世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし年1.5%	最終貸付の日から6月以内 貸付の日から6月以内	据置期間経過後10年以内
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉資金	●低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対し、次に掲げる費用として貸し付ける資金 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	580万円以内 （ ）は目安			据置期間経過後20年以内
福祉費	① 生業を営むために必要な経費	(460万円以内)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし年1.5%	貸付の日から6月以内	(20年以内)
	② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間6月程度 (130万円以内) 期間1年程度 (220万円以内) 期間2年程度 (400万円以内) 期間3年以内 (580万円以内)			(8年以内)
	③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円以内)			(7年以内)
	④ 福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円以内)			(8年以内)
	⑤ 障がい者用自動車の購入に必要な経費	(250万円以内)			(8年以内)
	⑥ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円以内)			(10年以内)
	⑦ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費や、介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	期間1年以下 (170万円以内) 期間1年超 1年6月以内 (230万円以内)			(5年以内)
	⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	(150万円以内)			(7年以内)
	⑨ 冠婚葬祭に必要な経費	(50万円以内)			(3年以内)
	⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円以内)			(3年以内)
	⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円以内)			(3年以内)
	⑫ その他、日常生活上一時的に必要な経費	(50万円以内)			(3年以内)
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ① 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ② 火災等被災によって生活費が必要とき ③ 年金、保険、公的給付等の支給開始まで生活費が必要とき ④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ⑦ 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要とき ⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	10万円以内	連帯保証人不要 無利子	貸付の日から2月以内	据置期間経過後12月以内
教育支援資金	●低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費	高等学校 月額3.5万円以内 高等専門学校 月額6万円以内 短期大学 月額6万円以内 大学 月額6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合はそれぞれ月額1.5倍まで申込可能	連帯保証人不要 無利子	卒業後3月以内	据置期間経過後20年以内
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費	50万円以内			
不動産担保型生活資金	●次に掲げる資金				
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金（貸付期間）借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の7割 月額30万円以内	推定相続人の中から連帯保証人を選任 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方 連帯保証人不要	契約終了後3月以内	据置期間終了時
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金（貸付期間）借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地・建物の評価額の7割 （集合住宅は5割） （月額）生活扶助額の1.5倍以内	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い方		

※平成28年熊本地震により被災し、熊本県内に住所を有する低所得世帯（熊本地震を起因として勤務先の休業等により低所得となった場合を含む）・障がい者世帯・高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）に対しては、福祉資金福祉費のうち、住宅の補修・保全等のための資金（250万円以内）及び災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（150万円以内）について、特例措置として据置期間2年以内、償還期間20年以内が適用されます。なお、ともに貸付利子は、連帯保証人あり：無利子・連帯保証人なし：年1.5%です。

◆臨時特例つなぎ資金 貸付条件等一覧◆

資金の種類	貸付対象・資金使途等	貸付限度額	連帯保証人・貸付利子	据置期間	償還期間
臨時特例つなぎ資金	●住居のない離職者で、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されており、その公的給付等の交付を受けるまでの当面の生活費	10万円以内	連帯保証人不要 無利子	なし	公的給付等の交付を受けた時から1月以内